

議案第51号

鹿屋市市民交流センター条例の一部改正について

鹿屋市市民交流センター条例の一部を次のように改正する。

令和4年9月2日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市市民交流センター条例の一部を改正する条例

鹿屋市市民交流センター条例（平成18年鹿屋市条例第236号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第32条」に、「第32条」を「第33条」に改める。

第9条第2項中「12月29日から翌年の1月3日までの日」を「次に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 毎月第2木曜日及び第4木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日で休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

第22条中「障害者」を「障がい者」に、「すべて」を「全て」に改める。

第24条中「、浴場」を削る。

第25条を次のように改める。

（福祉プラザの休館日）

第25条 福祉プラザの休館日は、第9条第2項の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

第32条を第33条とする。

第5章中第31条の次に次の1条を加える。

（ミニシアターの休館日）

第32条 ミニシアターの休館日は、第9条第2項の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

別表中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

市民交流センターの構成施設の休館日及び福祉プラザの機能の見直しを行うため、  
所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。